

觀風行幸

る事に侍しを、白河院の御代のをさまれるあまゝり、野行幸までもはえくしくさだありしとぞ、このたびもうけたまはり侍し、あさ光などいひしみめよき大將などは、ちかごるはなかりしに、けふは左右大將いづれとわきがたく、みめかたちすゞれて見ゆ、源氏の太政大臣、大原野の行幸のためしおもひいで、鳥たてまつる人もあるべし、きりふの岡の千代のためしをかけたるこのはども、中々とてかきとめめず、みなおしはかるべし、

〔日本紀略桓武〕延曆廿二年閏十月戊申朔、遣參議左兵衛督兼造東大寺長官紀朝臣梶長於近江國蒲生野造行宮、癸亥、行幸近江國蒲生野、甲戌、詔曰云々、近江行宮所平御覽爾、山河毛麗久野母平之氏、御意毛於太比爾志氏、御坐之、故是以御坐留世栗太甲賀蒲生三郡乃、今年田租免賜比、又勤仕國郡司爾官冠上賜不、又介掾等有賞、是日車駕歸自近江國、

〔日本後紀桓武〕延曆廿三年八月己酉、遣征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥出羽按察使陸奥守勳二等坂上大宿禰田村麻呂、從四位上行衛門督兼中務大輔三嶋真人名繼等、定和泉攝津兩國行宮地、以將幸和泉紀伊二國也、戊辰、天皇以來冬可幸和泉國、參議式部大輔春宮大夫近衛中將正四位下藤原朝臣繩主爲裝束司長官、正五位上橘朝臣安麻呂、從五位下池田朝臣春野爲副、參議左兵衛督從三位紀朝臣勝長爲御前長官、從五位上藤原朝臣繼彥爲副、左大辨東宮學士左衛士督但馬守正四位下菅野朝臣眞道爲御後長官、從五位下紀朝臣咋麻呂爲副、十月甲辰、行幸和泉國、其夕至難破行宮、乙巳、賜攝津國司被衣、上御舟泛江、四天王寺奏樂、國司奉獻、丙午、至和泉國遊獵于大鳥郡惠美原、散位從五位下坂本朝臣佐太氣麻呂獻物、賜綿一百斤、丁未、獵于城野、日暮御日根行宮、戊申、獵垣田野、阿波國獻物、賜國司等物有差、左大辨正四位下菅野朝臣眞道獻物、賜綿二百斤、己酉、獵藪生野、近衛中將從三位坂上大宿禰田村麻呂獻物、賜綿二百斤、庚戌、獵于日根野、河內國獻物、辛亥、詔曰、天皇詔旨良万勅命平和泉攝津二國司郡司公民陪從司々人